

# 市原市社会福祉協議会

**一人ひとりを尊重し、共に支え合い、  
みんなで創る私たちのまち**

## ○みんなで支え合い

### 助け合える地域づくり

住民参加・住民主体による地域福祉活動を支援し、同じ地域に暮らす住民同士のつながりをさらに深め、地域全体で支え合い、助け合うことができる

「地域づくり」を推進します

## ○みんなの生活を支える

### ための体制づくり

地域における生活課題が複雑・多様化する中で、公的制度やサービスだけでは対応できない課題の解決に向け、地域住民の日常生活を支えるための

「生活支援」活動を推進します



## ○みんなの顔が

### つながる仕組みづくり

地域力をより一層高めるために、小域・中域・基本福祉圏間の連携・協働体制を強化するとともに、地域福祉に関わる関係機関・団体との顔の見える

「連携づくり」を推進します

## ○みんなで取り組む

### ための基盤づくり

生涯を通じた福祉教育の展開や地域福祉を支える人材の養成、地域福祉推進の中心的な役割を担う市社協の基盤強化など、地域福祉を推進するための

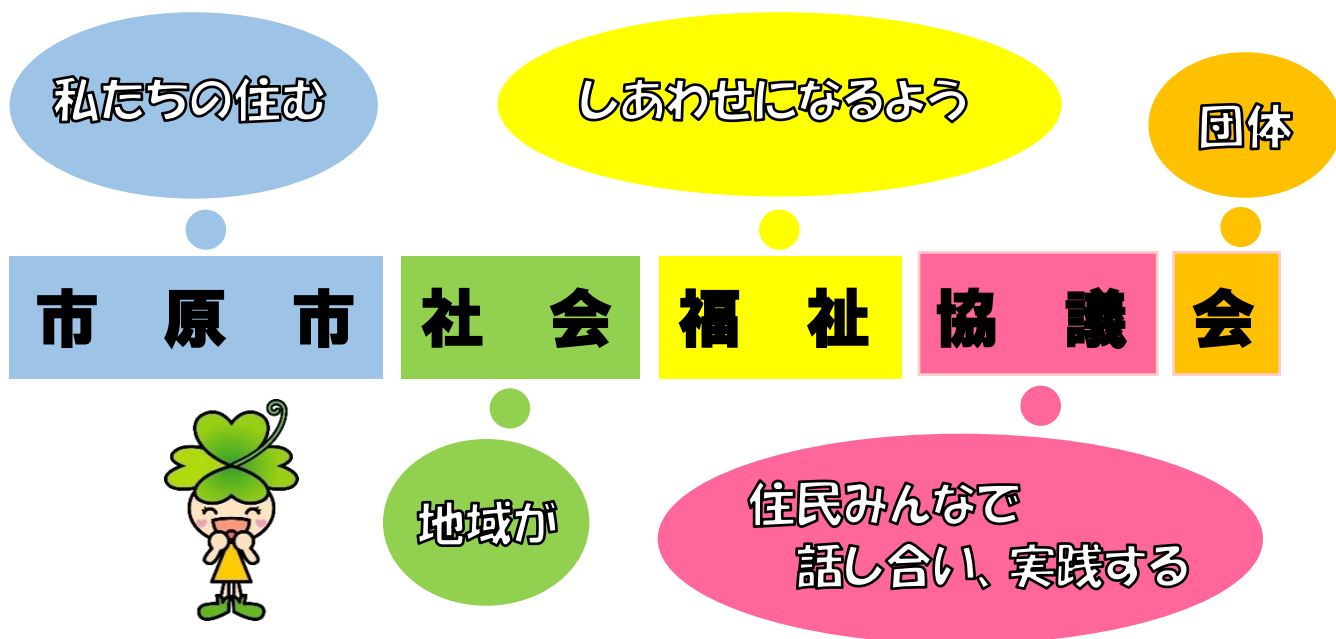
「基盤づくり」を推進します

市原市社会福祉協議会は、

「一人ひとりを尊重し、共に支え合い、みんなで創る私たちのまち」

を基本理念とし、上記の4つの基本目標を掲げ、市民の皆さまや各種団体の皆さまとともに、地域に密着した福祉活動を展開していきます。

## ○社会福祉協議会って？



## ○どんなことをしているの？

社会福祉協議会は大きく分けて2つの役割があります。

### 役割1 「法や制度にない取り組みを通じて地域の福祉を推進」

- 住民の皆さんが居住する地域で、安心して地域の活動（ボランティア活動）に参加をするためのお手伝い（ボランティア活動の普及、育成、促進）
- 住民の皆さんが孤立しないように、皆さんが集い、仲間づくり等ができる“場”づくり（高齢者や子育て家庭、障がい者等が集える場（サロン）の設置）
- 住民の皆さんが横につながり、居住する地域を良くする仕組みづくり（地区社協や小域福祉ネットワーク等の地域支援）

### 役割2 「法律に定められた団体として、公益的な取り組みを通じて地域の福祉を推進」

- 生活課題を抱えた住民の皆さんの相談を受け、その解決に向けた支援
  - ・各種資金の貸付
  - ・生活支援体制整備
  - ・総合相談生活支援
- 高齢や障がい等によって、判断能力が低下し、福祉サービスの利用が適切に受け取ることができなかったり、一人では金銭の管理に不安がある方に対する支援
- 大きな災害が発生した際、瓦礫や土砂の撤去など、被災された方とボランティアをつなぐ役割を果たす災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災地の復興支援

社会福祉協議会は民間団体ではありますが、法律（社会福祉法）に定められ、行政区分ごとに組織された団体です。運営資金の多くは行政からの公費（補助金、委託料等）や、地域住民の皆さまからの会費が占めていることから、民間と公的機関・組織の両面のメリットを活かした事業を展開しています。

# ○地域で行っている活動って？



市内11の地区社協、44（旧46小学校区）の小域福祉ネットワークが、それぞれ地域特性を活かした事業を展開しています

## 見守り訪問



定期的に訪問してくれるので安心です

## 児童の登下校時の見守り



児童を危険から守ります

## 災害ボランティア訓練



## 世代間交流事業



集い・交流の場として開催しています



## 住民相互の助け合い活動



ちょっとした困りごとの手助けをします



## ふれあいサロン事業



— 各地区の情報については下記までご連絡ください —

- 国分寺台・五井・市原・辰巳台・市津・ちはら台地区  
社会福祉協議会事務局 0436-24-0011
- 姉崎・有秋地区  
姉崎保健福祉センター（アネッサ）0436-62-8601
- 三和地区  
三和保健福祉センター（サンハート）0436-37-7100
- 南総・加茂地区  
南部保健福祉センター（なのはな館）0436-92-1481

※詳細は本会ホームページをご覧ください

これらの活動には、皆さまにご協力いただいている会費や赤い羽根共同募金の配分金が使われています



地域の皆さまの活動が私たちの地域を支えています





困っていることがある  
どこに相談すれば  
いいのかわからない…



生活上の困りごとに対する  
相談を受け付けます！

**総合相談・生活支援事業**

課題解決に向けた支援を行います  
まずはご相談ください



緊急に医療費や生活費  
が必要になった



いちほら社協では…

用途に合わせた貸付事業を  
行っています！

**貸付事業**

緊急な医療費等の出費により一時的に生活  
費が必要になった場合はご相談ください

仕事と育児を両立したい  
家事や子育ての手助けを  
お願いしたい



いちほら社協では…

安心して子育てができる環境づくりを行います！

**いちほらファミリー・  
サポート・センター事業**

子どもの一時預かりや送迎等を行い、  
仕事と育児の両立を支援します



**出産前後家事等サポート事業**

出産前後の時期に家事のお手伝いや  
育児支援を行います



ママ友が欲しい  
子育てに対する疑問や  
悩みを気軽に相談したい



**ふれあい・子育てサロン**

ふれあいの場や仲間づくり、  
気軽に相談できる場として  
市内各地で開催しています



**児童館(子育てクラブ)**

自由に遊べる場所がある他、年齢に合わ  
せた子育てクラブを開催しています  
(アネッサ・サンハート・なのはな館)

家族の介護に関する  
相談をしたい



いちほら社協では…

適切に介護サービス  
利用できるよう支援します！

**居宅介護サービス支援事業**

介護認定の申請のお手伝いやケアプランを  
作成し自立に向けた支援を行います



**居宅介護支援事業所**

☎ 0436-20-8585

## 交通手段がない 病院に行けなくて困っている

いちほら社協では…

高齢者や障がい者（児）等に対し  
外出支援を行っています！

### 送迎ボランティアサービス事業

既存の交通手段での移動が困難な  
方に対し社会参加の促進を目的と  
した移送サービスです



### ボランティアセンター

☎ 0436-20-3100

## 身近に話せる友達が欲しい 集いの場に参加したい

いちほら社協では…

ふれあいの場や仲間づくりの場を  
提供します！

### ふれあい・いきいきサロン

地域住民やボランティアの参画を得て、  
市内各地で開催しています



## 金銭管理に不安がある 福祉サービスの利用方法が わからなくて困っている

いちほら社協では…

地域での自立した生活を支援します！

### 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用の手助けや日常的な  
金銭管理、大切な書類をお預かりします



## 成年後見制度ってなに？ 何から始めていいかわからない

いちほら社協では…

成年後見制度に関する相談を  
受け付けます！

### 成年後見制度専門相談支援事業

成年後見制度についての相談や申立書類の  
作成のお手伝いを行います



### いちほら後見支援センター

☎ 0436-26-6200

## ボランティア活動を行いたい 空いた時間を地域のために使いたい

いちほら社協では…

ボランティアの養成や活動の支援、  
災害時における災害ボランティアセンター  
設置運営等を行います！

### ボランティア

ボランティアに関することは  
ボランティアセンターにご相談ください

### ボランティアセンター

☎ 0436-20-3100



## 学校で高齢者、障がい者 の体験学習を行いたい

### 福祉教育

学校や団体に福祉教育の一環と  
して出前講座を行っています



まずはお気軽にご相談ください！

代表 ☎ 0436-24-0011



## 〇いちほら社協の組織

社協は、住民全体、住民参加の原則にたち、各種住民組織や当事者団体など幅広い組織が参加しています。『社会福祉法』では「その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する」と定められています。

このことから社協の基本的性格として、住民・当事者やボランティアが参加する民間の自主組織であると同時に、公共団体や社会福祉の専門家、保健・医療・教育など関連分野の専門家の参加を得た公共性の高い組織でもあります。

いちほら社協では、町会（自治会）、民生児童委員、福祉施設・団体、ボランティア、企業、行政機関などから参画いただき、理事会、評議員会、委員会等を組織しています。

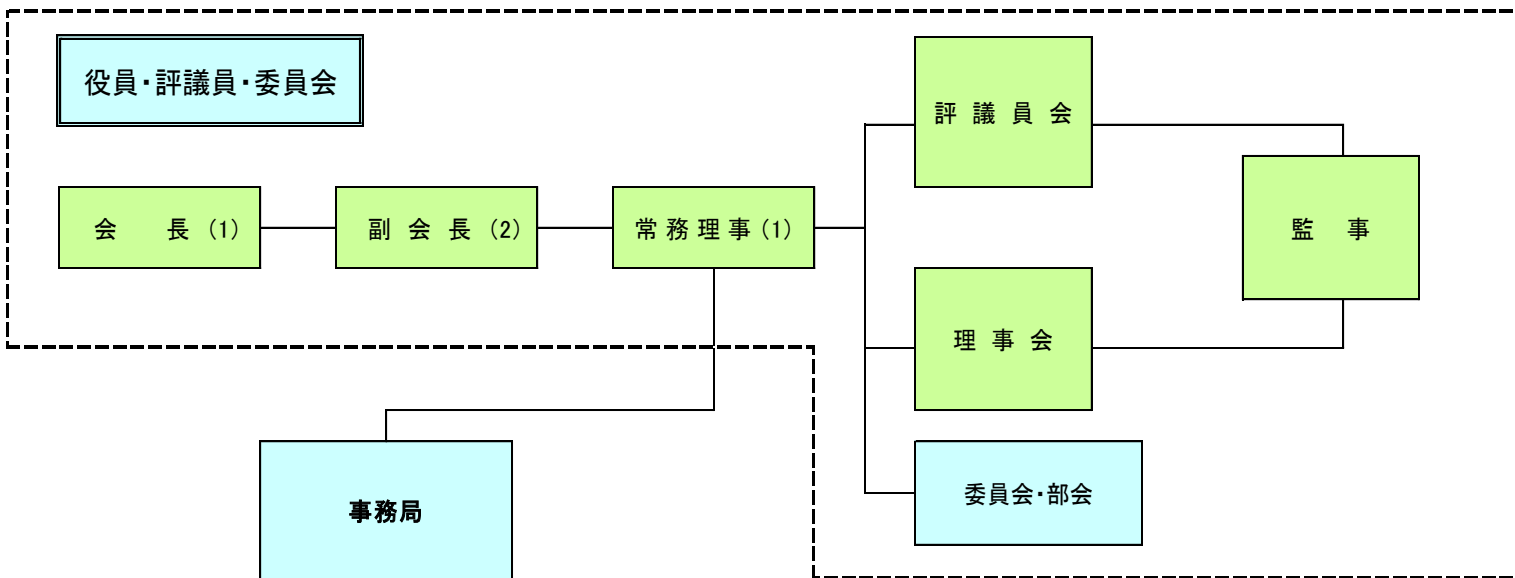
### いちほら社協の組織図



会 員 （ 市 民 ）

地 区 社 会 福 祉 協 議 会

姉 崎 有 秋 五 井 国 分 寺 市 原 辰 巳 台 市 津 ち ほ ら 台 三 和 南 総 加 茂



### 団体事務局

- 〇市原市民生委員児童委員協議会事務局
  - 〇日本赤十字社市原地区会事務局
  - 〇千葉県共同募金会市原市支会事務局
- 本会は上記団体の事務局を担っております



## ○財源はどうなっているの？

市民の皆さまをはじめ、個人、企業、法人等からの会費や善意の寄付金、共同募金配分金、市の補助金・受託金等が主な財源です。



### いちほら社協の会員会費制度

ご協力を  
お願いします



#### ○住民会員（1世帯あたり200円）

町会（自治会）長を通じて、皆さまにご協力いただいています。

#### ○法人会員（1口10,000円）

本会にご賛同いただける企業・法人等の皆さまにご協力いただいています。  
※寄付控除の対象となります。また、本会ホームページにおけるご紹介、事業者様のホームページへリンクさせていただきます。

#### ○団体会員（1口5,000円）

市内の福祉施設や団体からご協力いただいています。

#### ○個人会員（1口1,000円）

社協事業にご賛同いただける個人の皆さまからご協力いただいています。

市原市社会福祉協議会は、地域住民の皆さまにご参画いただき、「誰もが安心して地域で暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、様々な地域福祉活動を推進しており、地域住民の皆さまをはじめ、市内の福祉施設や法人の皆さまからいただく会費が大切な財源となっております。

ご協力いただける際は下記までご連絡ください。（本会管理施設でもお受けいたします）

TEL : 0436-24-0011 e-mail : info@ichihara-shakyo.or.jp

## ○会費の使いみちは？

皆さまからご協力いただいた会費は、市社協及び地区社協の事業費として配分されます。

### 住民会費（市民の皆さま）

### 法人・団体会費（団体、法人、企業の皆さま）

#### 【配分内容】

- 前年度実績の50%を地区社協へ配分
- 地区社協配分残額を市社協の運営・事業費へ配分

#### 【配分内容】

- 市社協の運営・事業費へ配分

市社協  
50%

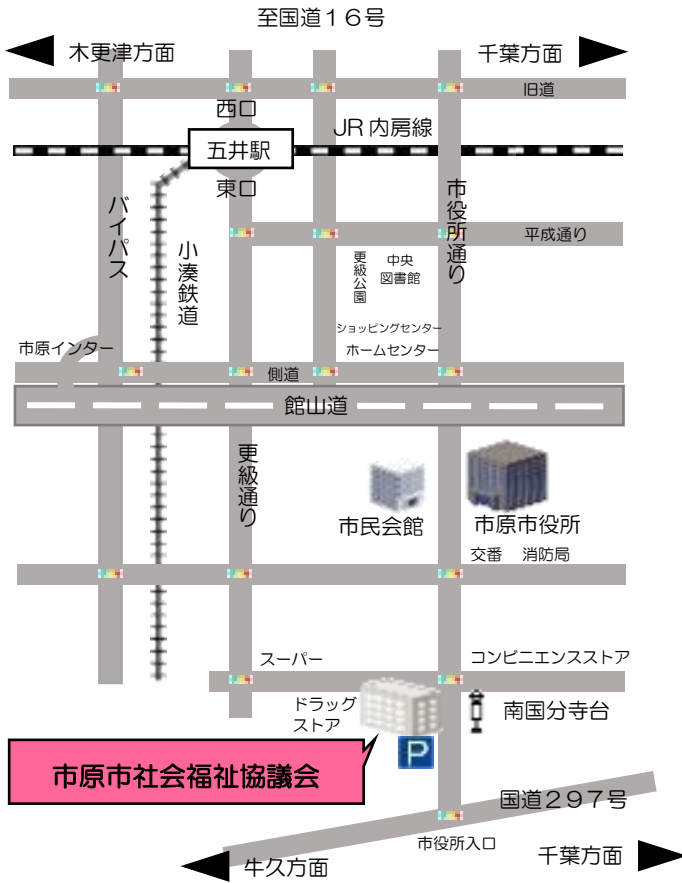
地区社協  
50%

皆さまからいただく会費が、地域福祉活動の貴重な財源となっております。





## 案内図



【公共交通機関アクセス】  
JR 五井駅東口より 小湊バス 国分寺台行き  
南国分寺台下車徒歩0分（所要時間12分）

### — 本会広報紙及びホームページ —

福祉に関する情報提供や活動の周知等を目的に「いちほら社協だより」を年4回発行しております。

また、本会ホームページでは、最新の情報を随時更新しておりますのでご覧下さい。



### — 市原市社協 SNS —



いちほら社協マスコット  
キャラクター「よつばちゃん」



しあわせの四つ葉のクローバーを  
モチーフに生まれました。  
風によって優しいしあわせを選びます。

## いちほら社協の管理運営施設

### ●市原市老人福祉センター

〒290-0073

市原市国分寺台中央 1-1-23

TEL：0436-22-8199

FAX：0436-22-8199

開館時間：平日 午前9時～午後4時30分

土曜日 午前9時～正午

休館日：日曜日 祝祭日 年末年始



### ●市原市姉崎保健福祉センター（アネッサ）

〒299-0118

市原市椎津 1131

TEL：0436-62-8601

FAX：0436-62-8606

開館時間：午前9時から午後9時

休館日：祝祭日 年末年始（児童館は月曜日も休館）



### ●市原市三和保健福祉センター（サンハート）

〒290-0207

市原市海士有木 225-4

TEL：0436-37-7100

FAX：0436-37-7510

開館時間：午前9時から午後9時

休館日：祝祭日 年末年始（児童館は月曜日も休館）



### ●市原市南部保健福祉センター（なのはな館）

〒290-0225

市原市牛久 377-1

TEL：0436-92-1481

FAX：0436-92-1482

開館時間：午前9時から午後9時

休館日：祝祭日 年末年始（児童館は月曜日も休館）



社会福祉法人

## 市原市社会福祉協議会

〒290-0075

市原市南国分寺台 4-1-4

電話 0436-24-0011（代表）

0436-20-3100（ボランティアセンター）

0436-20-8585（居宅介護支援事業所）

0436-26-6200（後見支援センター）

FAX 0436-22-3031

URL <http://www.ichihara-shakyo.or.jp>

e-mail [info@ichihara-shakyo.or.jp](mailto:info@ichihara-shakyo.or.jp)



業務時間：平日午前8時30分から午後5時15分

休館日：土・日・祝祭日及び年末年始